

# 福祉の ひろば

## 目次

- 徹底検証！これでいいのか利用者支援！ …… 2
- より多くの人に安心を届けるために …… 4
- こんな取り組みをしています！
  - ・ふれあいの会（中里町） …… 5
  - ・藤聖母園（青森市） …… 5
- おらほの社協（大間町） …… 6
- 社会福祉法ミニ解説 …… 6
- 福祉ってどうか～ …… 7
- ソボクな疑問 …… 7
- 県社協から …… 8

2002.8.1

No.5

## テーマ これでもいいのか！利用者支援！

### ～福祉サービスの利用者支援を見直す～

特別養護老人ホームは、日常生活の介護や健康管理、療養上の管理やリハビリテーションなどが受けられる高齢者の生活スペースです。

横浜町の「なのはな苑」では、太陽の光と笑顔があふれる空間の中で、利用者が安心して快適な生活を送ることができるよう支援しています。



# 徹底検証！これでいいのかわりに利用者支援！

あなたの福祉サービス利用はちゃんと支援されていますか？

私たちが福祉サービスについてわからないことや不満があるとき、相談のつたり、情報を提供したり、福祉サービス利用支援をしている専門者の中に、介護支援専門員、精神保健福祉士、地域福祉権利擁護事業の専門員、福祉オンブズマンなどがいます。こうした方々に、これからの利用者支援のあり方を検証してもらいました。

## 地域福祉権利擁護事業の専門員



十和田市社会福祉協議会  
福田 延幸さん  
(平成11年の事業開始から専門員として活動)

## 介護支援専門員



青森地域介護支援専門員  
連絡協議会会長  
長根 祐子さん  
(平成11年資格取得、平内町・清風荘園長)

## 精神保健福祉士



精神障害者地域生活支援センター  
すみれ  
葛西 久志さん  
(平成11年資格取得、社会福祉士)

## 福祉オンブズマン



青森市福祉ネットワーク  
オンブズマン  
岩谷 直子さん  
(平成11年の設立から活動。弁護士)

## これが利用者支援

どんな支援をしようとするのか

判断能力に不安があるために、適切なサービスを受けられない方々の意思を確認しながら、支援計画書を作成し、福祉サービス利用援助の契約をお手伝いします。利用者に困りごとの相談にのって、解決に努めています。

介護保険サービス等を利用する高齢者に対し、相談や情報提供を行いながら、必要なサービスをさまざま組み合わせるケアプランを作り、総合的に生活を支援しています。

精神障害者地域生活支援センターで、在宅精神障害者の日常生活の相談や地域交流などを通して地域の中で当たり前の暮らしができるよう支援しています。

知的障害者や身体障害者の施設を、月に最低一回訪問し、利用者からの苦情や要望を施設側に伝えます。現在は九人のオンブズマンで訪問活動を行っていますが、自分だけの感覚で決め付けないよう、複数のオンブズマンで検討することもあります。

## だから利用者支援

どんな役割を果たしてきたのか

本人の不安を取り除かれ、家族関係を調整しながら、公共料金の支払いや通帳の管理など、生活のリズムを取り戻していく様子に大きな喜びと成果を感じています。また、利用者を地域全体で支えあう動きが生まれ、地域のネットワーク作りが広がっています。

ケアマネジャーの存在が身近なものになり、社会的評価が高まったことは、それぞれが地道に相談援助を行ってきたご褒美でしょう。地域住民とのつながりもちながら、プランを組み立てたり、利用者本来のニーズに気づかせる援助など、多くの事例を積み上げながら、ケアマネジャーの本来あるべき姿を普遍化する段階まで来たのではないのでしょうか。

不安発作のために一人での買い物が出来ず通院もままならない女性が、現在はヘルパーの支援で買い物が出来るようになるなど、地域で主体的に生活する支援を行っています。また、偏見や差別を払拭するために、市民との交流の場をつくり、障害者理解の架け橋的役割を果たしています。

減量のために食事の量を減らした利用者が、やはりお腹がすいて間食をしようというところで、三度の食事の量を、運動量と体格に合わせて個別に提供できる体制にしたりと、利用者との施設の認識の違いを埋める役割を果たしています。

## もっと利用者支援

いかにして支援をしようとするのか

利用者の代弁機能を高めていくことが大切です。毎日変化する生活ニーズを発見し、サービス提供者やケアマネジャーなどに、利用者の気持ちを伝えることだと思っています。また、中立的な立場で、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員、民生委員児童委員などと意見交換、ケース検討を行うことで私たち専門員や生活支援員が知識・技術を高め、行くうえで大切であると感じています。

そして、このような実践を積み重ねて、福祉サービス提供者と良い緊張感を持つようになれば福祉サービスそのものの質も高まっていくのだらうと思います。「利用者本位」とはこんな地道な取り組みから実現されていくものと思います。

今ある介護保険サービスしか組み合わせないケアプランが多く見られるような気がします。地域の状況を的確につかむ市場観察力と、必要なサービスやつながりを作り出す役割が求められていると思います。すぐに完璧なプランを作ろうとせず、何のためのケアプランなのかを考え、その過程の先を読む力が大事なのです。また、事業者間の競争の時代となつてきているからこそ、私たちのモラルが問われます。今まで築いてきた信頼を壊すことのないよう、仁義ある戦いをしなくてはなりません。自身の自立した姿勢と、共に喜びを享受し合える仲間、そしてケアマネジャー個々の資質だけでなく、事業所全体の姿勢が問われていると思います。

福祉サービスの整備に地域格差があったり、サービスを提供する側の考えに誘導してしまったり、資源の開発や地域社会へのアクションを考えようとせず、決まりきった資源の情報提供しか行わない金太郎飴式のサービス提供が危惧されます。受け皿である地域には、偏見差別が根強いので、より身近な隣近所の住民と、町内会の行事など日常のふれあいを、肩の力を抜いたごく当たり前の活動を始めており、高い垣根がようやく、低くなり風通しがよくなつてきているところです。地道な活動と実績づくり、そして普段の何気ないふれあいこそが「まちづくり」の基本だと実感しています。

利用者の個人的な相談を聞くことも多いですが、施設への苦情や要望が気軽に言える雰囲気を作りたいと思います。重度の知的障害で言葉が出ない方からどのような意見を吸い上げるかという課題があります。担当の職員の言葉の中から普段の様子を探ったり、世間話をしたり、一緒に作業をする中、心の奥にある声を聞き出す努力をしています。利用者の立場に立つてなおかつ第三者の目で施設を見ることの必要性を感じています。特別な人間としてではなく、普通の感覚で人権を考えられる者として、活動を展開できればと思っています。

# より多くの人に安心を届けるために 地域福祉権利擁護事業の機能が拡充されました

## 着実な広がり

判断能力が不十分な高齢者や障害者の方々が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続き、日常的金銭管理や書類等の預かりサービスを実施しています。県内では、平成十四年六月末現在で百二十四件の契約があり、昨年同期と比較して約二倍になり、着実に広がりを見せています。(図1)

## 対象者の拡大

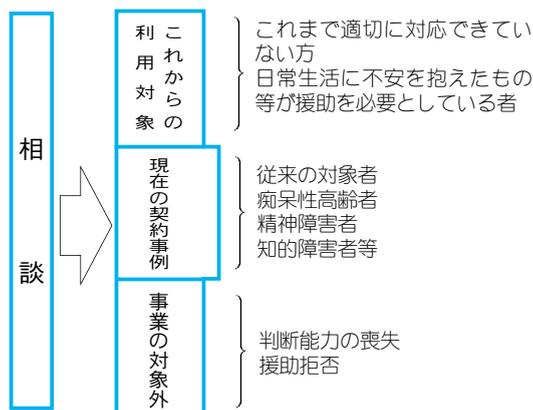
これまで、判断能力が不十分な方

図1

平成11年10月～平成14年6月末日

	痴呆性高齢者など	知的障害者など	精神障害者など	その他	合計
合計	99	11	7	7	124

図2



- 「日常生活に不安のある者」も対象に  
判断能力が不十分な者または日常生活に不安のある者
- 日常生活に不安のある者とは？  
本人のみでは日常生活を送るのに必要な意思表示等、適切に行えないため、不安を抱える者。
- 日常生活に不安のある者を対象にすることによって……  
◇生活の基盤を揺るがすような深刻な事態に陥ることを防ぐことができる。  
◇必要な福祉・保健・医療サービス等の適切な利用ができる。  
◇財産的搾取も含む虐待などの予防も図られる。

### 詳しくは…

- 青森市社会福祉協議会 017-723-1340
- 弘前市社会福祉協議会 0172-31-3835
- 八戸市社会福祉協議会 0178-44-1121
- 五所川原市社会福祉協議会 0173-34-3494
- 十和田市社会福祉協議会 0176-21-2328
- むつ市社会福祉協議会 0175-23-5093

青森県社会福祉協議会  
青森県地域福祉権利擁護センター

## あっぷるハート

〒030-0822 青森市中央3-20-30  
電話 017-721-1362  
FAX 017-721-1363

を対象に支援をしてみました。図2のとおり対象者が拡大されました。

一 日常生活に不安のある者等を対象とすること

「痴呆と診断された高齢者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を有する者に限るものではない」とされました。

二 居室における者に限られるものではないこと

「本事業による援助の対象者は、居室における者に限られるものではなく、社会福祉施設入所者又は

入院患者についても対象となること」となりましたが、その際は、

「当該社会福祉施設又は医療機関との十分な連携を図ること」が明確化されました。

三 成年後見制度の利用による対象者へ

「契約内容について判断し得る能力を有していないと判断された者であっても、成年後見制度の利用により本事業の対象となり得る」とされました。

## 援助内容の拡大

援助内容についても、これまでの内容が明確化されたり、これまでなかった「居住家屋の賃借や消費契約及び住民票の届出等の行政手続に關

する援助」等拡大しました。

一 福祉サービスの利用支援のみならず、在宅生活者の日常生活全般を支えることのできる制度へ

「住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助」等の規程が追加されました。

二 日常的金銭管理を援助内容として明確化

「福祉サービスの利用に関する援助、福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助又は福祉サービスの適切な利用のための一連の援助に伴う預金の払戻し、預金の解約、預金の預入れの手続き等利用者の日常生活費の管理」が追加されました。

## 紹介グループ

中里町

移送ボランティアグループ  
ふれあいの会

★好きなときに好きなところへ

一人で外出するのが困難な高齢者や障害者もつ方の「ちよっと買い物に行きたい」「映画を見に行きたい」という願いを叶えるために生まれたのが「ふれあいの会」です。

★夢を叶える「みらい号」

平成六年からスタートした「ふれあいの会」は、現在二十代から七十代の幅広いボランティア会員八十二名と利用会員四十二名で活動を展開。日本財団から寄贈された移送車「みらい号」はビデオを借りに行ったり、鯉ヶ沢の海に行ったりと毎日フル回転しています。

ボランティア会員・利用会員募集中。

★みんないきいきとした生活を送るために

「ふれあいの会」を通して、少しでも人の役に立てることを実感します。いろいろな人と出会い、交流を図り、

自然に横のつながりが出来てきました。誰もが地域の中でいきいきとした生活を送ることが出来るように、これからも全力投球です

(平山会長)



「みらい号」と平山会長

連絡先

〒037-0302 北津軽郡中里町薄市字飛石田野沢187-1  
電話 0173-58-3088

こんな取り組みをしています!

## 施設紹介

青森市

児童養護施設

藤聖母園

〒030-0841 青森市奥野三丁目7番1号 電話017-734-0489



★やさしさあふれる園舎完成

青森市の中心住宅街にある児童養護施設「藤聖母園」が四度目の改築を終え、平成十四年六月二十九日に落成しました。白にアイボリーを溶かした感じの目にやさしい色調の壁、一部タイル状のガラスの壁から差し込む光が屋内を照らし、建物の内外ともに明るい雰囲気をかもし出しています。広々とした板張りの廊下は子どもたちの格好の遊び場となっています。

★「ホーム」が僕らの居場所

今回の改築に伴う一番の特徴は、何と言っても児童の居室を「ホーム」にしたことです。

小学五年生以上の児童はそれぞれ個室を持ち、各ホームには、個室が四室と低学年児童の三人部屋、キッチン、トイレがあり、自分の居場所の確保、所属感の芽生え、私物の管理、静かな環境の中で養われる自覚の心など、自立を養う空間づくりを目指して設計されています。ホーム数は全部で十三ホームで定員は九十人。



キッチン付の「ホーム」

★家事は楽しく？

「ホームになったことでトラブルが減り家庭的な雰囲気になった。低学年の子どもの中にはずっとみんなと一緒に部屋で寝ていたので、大きい子と離れてさみしいと言う子もいる。でも、高学年の子は個室ができたので、勉強や就寝が落ち着いてできるようになった。自分の居場所ができたことが大きい」と井上園長は優しく話します。

各ホームには、電気調理器、洗濯機、冷蔵庫など生活に必要な用具が揃っていて、ホームごとに生活ができるよう工夫が施されています。「電気調理器を使って、残ったご飯でチャーハンを作ったり、休みの日にお菓子を作ってみたりと子どもたちはそれぞれの時間を楽しんでいる。洗濯はなかなかやりにくいため、指導員がついて行っているのですよ」と井上園長は笑いながら話します。

★愛情と信頼感を持って

藤聖母園では、四年前から子どもの精神的なケアをするため、心理療法のできる相談員を常勤で置いています。悩みや不安を抱える子どもを個別指導して少しずつ癒しているといいます。「人間の成長に大切な人と人との愛情や信頼感を持ってこれからも養育にあたっていききたい」と井上園長は抱負を語りました。

# おらほの社協 大間町

大間町社協では、介護保険サービスや配食サービス、移送サービスのほか、住民主体のサロン活動など、多様な福祉活動が展開されています。



## ■「くろまつ」の緑に満ちて

社協が運営する特別養護老人ホーム「くろまつ」では五十人が生活するほか、デイサービスや在宅介護支援センターを併設し、ホームヘルプサービスや訪問入浴サービス、配食サービスなど幅広く在宅福祉事業を展開している。「隣には病院もあり



若い職員が地域福祉を支えています

ますし、多くの町民が訪れ、地域の福祉サービスの中心として、ますます役割が大きくなっています」と篠崎園長は話す。

## ■社協らしく細かな対応で

こうしたサービスを必要とする人に多く知ってもらうために、ひとり暮らしの高齢者等に夕食を届けるときに「ミニ社協だより」を発行。「直接会ってお弁当を渡していると、相談をもちかけられることもあります」と林さん。移送サービスも、「むつへ通院を希望する人が多くなり、四月から移動範囲を郡内に拡大しました」と社協らしい細やかなサービスで対応している。

## ■地域福祉の芽を育てて

配食サービスから見守り活動も自発的に生まれ、「地区の集会所では、高齢者等が集ってサロン活動を始めましたし、小学生が高齢者と交流するサロンを企画し大好評でした」と、「くろまつ」のように逞しく地域福祉の芽を育てている。



〒039-4601  
青森県大間町大字大間字寺道16  
電話 0175-37-4558  
FAX 0175-37-4772

## 社会福祉法 三二解説

### 第5条（福祉サービス提供の原則）

社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

新しい社会福祉法では、これからの社会福祉は個人の尊厳を旨とし、利用者本位の質の高い福祉サービスを地域住民や事業者をはじめ福祉関係者が共に手を携えて、利用者の住みなれた地域の中で進めていくという「利用者の利益の保護」と「地域福祉の推進」を大きな柱として打ち出しました。

この5条は、事業者が福祉サービスを提供する場合の配慮すべき点を明らかにしています。「利用者の意向を十分に尊重し」とは、個人の尊厳の保持を定めた第3条を受け、福祉サービスを提供する場合は、利用者の意向をきちんと聞き、自らのサービスの中身も十分説明した上で利用者の意向に沿ったサービスを提供するという趣旨です。

また、利用者の自立を支援するため多様なニーズを捉え、その提供するサービスは保健医療などの関連するサービスがバラバラでなく有機的に連携を図っていくよう創意工夫をこらして、総合的に提供するように努めてくださいということを事業者に求めています。(S・Y)

## Q 第三者委員って何？

**A** 「第三者委員」とは各福祉施設や事業所ごとに数名ずつ置かれ、施設や自宅で利用者などから相談を受けたり、苦情があったときに話し合いに加わったりして福祉サービスに関する苦情解決を客観的な立場からサポートする人たちのことです。

他のサービスの利用と違い福祉サービスの利用者は、「世話になってる」という気持ちから不満があってもなかなか言えません。

しかし、施設の職員でない立場の第三者委員などが身近にいれば相談

しやすいこともあり、話を聞いてもらうだけで気持ちがあすつきりすることもあります。

苦情解決に向けての話し合いに第三者委員が加わることにより、福祉サービス利用者の意見をより正確に事業者に伝えられたり、また、施設の考えに偏った解決を避けることにつながります。

第三者委員は福祉サービスの質の向上のために大切な役割を果たしています。

福祉サービス相談センター

## 福祉 つていうか、



林 宇 鑫さん  
(中国・遼寧省 鉄嶺市出身)

私は昨年四月に留学生として青森にきました。青森と似ていて自然が多く景色もきれいで、零下三十度になるときもあるほど寒いですが、雪は降りません。私は今、新聞配達のアルバイトをしているので雪が多いと大変です。

大連外国語学院で四年間日本語を勉強している時に、世界でも最先端と言われている日本の政治や経済に関心を持ち、日本に来ました。

県内にお住まいの  
外国人にお伺いしました

中国にいた時は、あまり不自由なく生活していましたが、日本に来てからはすべて自分でやっていかなくてははいけないので、生活のために遅くまでアルバイトをしていて、毎日四時間くらいしか睡眠時間がとれません。青森では、留学生が仕事を探すのも大変で、最近ようやく仕事を探し、生活できるようになりました。

今の自分にとっての「幸せ」は、中国に住んでいたときは変わりました。新しい知識を学べること、健康に生活できることなど、もつと自分の身近に「幸せ」があることに気がつきました。ずっと中国に住んでいたなら、幸せだと気づくことが難しかったと思います。

卒業して、二〜三年日本で働いて自信がもてるようになったら、中国に帰国して会社を作ることが私の夢です。

(青森中央学院大学 留学生)

## こんにちは！ 青森県ボランティアセンターです

青森県ボランティアセンターは、これからボランティア活動をしよう、あるいはボランティア活動をしている方に、側面から支援をするとともに様々な情報提供を行います。



◆**悩んでいませんか** ボランティアに関することで疑問に思っていること、活動で悩んでいること、ありませんか。そんな時は、専任のボランティア相談員を配置していますので、お気軽にご相談ください。

◆**お待ちしております** ボランティア募集情報や助成金に関する情報を提供します。非営利団体で、ボランティア募集やイベントでの参加者を募る際は、ポスターやチラシをお持ちいただければ掲示コーナーでの広報の協力をいたします。

### ◇開設時間

月～金曜日／8：30～17：00（土・日・祝祭日は休み）  
※第2土曜日・第4日曜日は開設します。（9：00～16：00）

### ◇ご相談・お問い合わせ

TEL 017-777-9301/FAX 017-722-2739  
E-mail VC02000@em.shakyo.wamnet.wam.go.jp

## 福祉サービスに関する 苦情を受け付けます

福祉サービスを利用して何か悩んでいることはありませんか？そんなときは私たちに相談ください。

### こんなときにはご相談ください

「最近子どもが保育所に行きたがらないけど、まさか…」  
「施設の職員の態度や言葉づかいが悪いなあ」  
「栄養面ばかりでなくメニューも工夫して」  
「施設には直接苦情が言いづらい」

苦情の解決に当たっては相談者のプライバシーや意向を尊重しながら進めてまいります。また、当センターの委員は、医学、法律、福祉など各分野の専門家を委嘱しておりますので、必要に応じて委員からの助言も得られます。

相談無料

秘密厳守

匿名相談可

まずはご連絡ください。

**福祉サービス相談センター**（青森県運営適正化委員会）

〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2階  
TEL017-731-3039 FAX017-731-3098  
電子メール kuzyou@themis.ocn.ne.jp

# 県社協から

## ボランティア・NPO 交流会

ボランティアのネットワーク化によって、ボランティア活動に取り組みやすい環境整備を図ります。

**内容** 活動事例発表（「福祉」「まちづくり」「環境」「国際」などのボランティア団体から発表します）  
ワークショップ「課題解決、いいこと前進」

**費用** 無料（参加申込が必要です）

**日時・会場**

八戸会場：平成14年8月24日（土）  
午前10時から 八戸市総合福祉会館  
2階多目的ホール

むつ会場：平成14年8月31日（土）  
午前10時から

下北文化会館 1階展示ホール

**申込・問合せ**

青森県ボランティアセンター  
電話 017-777-9301

## 福祉サービスに関する 苦情を受け付けます

お気軽にお越しください。

＜一日相談所開設予定＞

8月23日 五所川原市社会福祉協議会

8月27日 黒石市社会福祉協議会

9月17日 むつ市社会福祉協議会

10月30日 三沢市社会福祉協議会

11月7日 十和田市社会福祉協議会

時間 午前10時～午後2時

**お問合せ** 福祉サービス相談センター  
(青森県運営適正化委員会)  
TEL 017-731-3039

## 運営適正化委員会 の研修

福祉の事業所で客観的な立場から福祉サービスの質の向上を目指して活動したい方へ

■福祉オンブズマン・

第三者委員養成基礎講座

青森会場

平成14年9月14日、21日、28日

五所川原会場

平成14年10月5日、12日、19日

**時間** 14:00～16:30

**費用** 資料代1,000円

福祉サービスの苦情解決に携わる方へ

■福祉サービス苦情解決研修会

青森会場 平成14年10月10日（木）

県民福祉プラザ

三沢会場 平成14年10月11日（金）

三沢市公会堂

**時間** 13:00～15:30

**費用** 1,000円

**お問合せ・申込先**

福祉サービス相談センター

(青森県運営適正化委員会)

TEL017-731-3039

## 第29回国際福祉機器 展H.C.R.2002開催

高齢者や障害者のための福祉機器を海外83社を含む609社が総合展示します。

**期日** 平成14年9月10日（火）～12日（木）

**時間** 午前10時～午後5時

**会場** 東京国際展示場「東京ビッグサイト」  
東展示ホール1～6（東京都江東区  
有明3-21-1） 入場料無料

**問合せ** 保健福祉広報協会

電話03-3580-3052

## 身体拘束をしない介護 の相談窓口

介護保険法の施行に伴い、介護保険施設等では原則として身体拘束が禁止されました。青森県社会福祉協議会では身体拘束ゼロに向けて、施設等の介護担当者や利用者（家族）などから、身体拘束をしないケアの工夫などについて、電話、FAX、来訪により相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

【相談例】 ○どうすれば拘束をしないで介護ができますか。

○自分が受けている介護は身体拘束になりますか。

**相談日** 毎週月曜日と木曜日の

午前10時から午後3時まで

・上記以外の月曜日から金曜日までの相談

は、青森県社会福祉協議会事務局で行なっております。

**相談員** 看護師等

〒030-0822 青森市中央三丁目20番30号

県民福祉プラザ2階

「身体拘束ゼロ介護相談室」

電話 017-731-3214

FAX 017-731-3215

## ご協力ありがとうございました。（4～6月分）

■青森県社会福祉協議会への寄付

・日野建ホーム（株）ロマン会様

・アスナロ短歌会様

・北澤稲子様

・中村晃様

■青森県善意銀行

・全国農業共同組合青森県本部様からお預かりしたにんにく500kgを県内121の社会福祉施設へ贈りました。

・株式会社日本健康増進研究会様からお預かりした永久磁石磁気治療器60セットを県内9の社会福祉施設へ贈りました。

・青森県信用金庫協会様からお預かりした寄付金等を財団法人ジヨイセフへ贈りました。

・匿名希望様からのお預かりした寄付金を青森県難病団体等連絡協議会へ贈りました。

## 「福祉のひろば」を あなたのお手元へ

年4回発行しているこの「福祉のひろば」は、市町村役場や社協、図書館等に置いてありますが、ご連絡いただければ、ご希望の場所に今年度発行予定の3回分の「福祉のひろば」をお届けいたします。

郵便番号、住所、お名前を明記し、県社協福祉経営部まで送付してください。



### 発行所

〒030-0822 青森市中央三丁目20番30号  
県民福祉プラザ2階

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会

TEL017 (723) 1391 FAX017 (723) 1394

<http://www.infoamori.ne.jp/aosyakyo/>

E-mail:VC02000@em.shakyo.wamnet.wam.go.jp

### 印刷所

株式会社コーセイ印刷



### 編集後記

利用者支援を行なっている人たちの、あくなき向上心を強く感じる、熱い徹底検証でした。青森の夏は短いけれど、こうした熱い思いはずっと続いて、青森の福祉は支えられているのでしょう。

さて、「福祉のひろば」も5号となりましたが、まだまだ発展途上ですので、みなさんのご意見やご要望をいただきたいと思っています。あなたの率直なご感想を「福祉のひろば」へお寄せください。（Y.K）